

# 沖縄公庫融資のご案内

～小規模事業者の成長発展を支援します～

## 《生業資金》

★このようなときにご利用ください。

### 〈設備資金〉

- ・事務所、工場、店舗等の新築、増改築、改装を行う
- ・機械、器具、備品を購入したい等

### 〈運転資金〉

- ・店舗を広げたので商品を増やしたい
- ・買掛金や手形の決済資金が必要
- ・ボーナスの支払資金を手当したい等

★返済方法・担保・保証人について

返済方法：原則として元金均等月賦返済です。  
担保：必要に応じて提供して頂きます。  
保証人：1名以上の連帯保証人が必要です。

○基本資金 設備資金に、運転資金に、はば広くご利用いただけます。

融資の種類	ご利用いただける方	資金使途	融資の限度額	融資期間 (最長の期間)	うち据置期間 (最長の期間)
基本資金	事業を営む方（ほとんどの業種の方にご利用いただけます）	設備資金	4,800万円	10年以内	1年以内
		運転資金		5年以内 (7年以内)	6ヶ月以内 (1年以内)

## ○沖縄公庫の独自融資制度

融資の種類	ご利用いただける方	資金使途	融資の限度額	融資期間 (最長の期間)	うち据置期間 (最長の期間)
沖縄創業者等 支援貸付	下記のいずれかに該当する方で一定の要件を満たす方 ・新技術等を伴う新たな事業を行う方 ・経営多角化を図る方 ・新規市場の創出が見込まれる事業を新たに行う方 ・雇用の創出を伴う事業を新たに行う方	設備資金	7,200万円	20年以内	5年以内
		運転資金	4,800万円	8年以内	3年以内
沖縄離島振興貸付	沖縄県内の離島において産業の振興及び経済の活性化に資する事業を行う方	設備資金	7,200万円	20年以内	3年以内
		運転資金	4,800万円	8年以内	
沖縄特産品振興貸付	・沖縄の地域資源を活かした製品の開発、製造又は販売を行う方 ・沖縄固有の技術・ノウハウを活用した製品（例：琉球焼、琉球藍染、三線、泡盛、琉球ガラス等）の製造又は販売を行う方	設備資金	7,200万円	15年以内 (泡盛古酒製成 20年以内)	3年以内 (泡盛古酒製成 5年以内)
		運転資金	4,800万円	8年以内 (泡盛古酒製成 10年以内)	1年以内 (泡盛古酒製成 3年以内)
沖縄中小企業 経営基盤強化貸付	・沖振法に定める特定業種で経営革新計画の承諾を受けた方 ・沖振法に定める指定業種に属する事業を行う方	設備資金	7,200万円	15年以内 (20年以内)	3年以内
		運転資金	4,800万円	5年以内 (8年以内)	1年以内 (3年以内)
自由貿易地域等特定 地域振興資金貸付	自由貿易地域、特別自由貿易地域、産業高度化地域内において事業を営む方	設備資金	7,200万円	20年以内	5年以内
		運転資金	4,800万円	8年以内	3年以内
沖縄情報通信 産業支援貸付	国又は県の情報通信産業振興関連施設に基づく指定地域内において ・情報通信関連事業を行う方 ・情報関連人材を養成又は派遣する事業を行う方	設備資金	7,200万円	15年以内	3年以内
		運転資金	4,800万円	8年以内	
小規模事業者 経営改善資金貸付 (マル経資金)	商工会議所・商工会の経営指導を受けている小規模事業者で、商工会議所会頭、商工会会長の推薦を受けた方	設備資金	1,500万円	10年以内	6ヶ月以内
		運転資金		7年以内	

## 第三者保証人を不要とする融資制度

制度の内容	資金使途	融資の限度額	融資期間 (最長の期間)	うち据置期間 (最長の期間)
第三者の方に保証人を依頼することや担保を提供することを希望しない方に、経営者（共同経営者等を含む）の方を保証人としてご利用いただける制度です。※利率は各融資制度で適用される貸付利率 + 0.65%	設備資金	4,800万円	10年以内	2年以内
	運転資金		5年以内 (8年以内)	6ヶ月以内

## 新規開業者向け保証人特例措置(新創業融資制度)

制度の内容	資金使途	融資の限度額	融資期間 (最長の期間)	うち据置期間 (最長の期間)
新たに開業される方又は開業して税務申告を2期経えられておられない方で、雇用創出、経済活性化、勤務経験又は修得技能の要件のいずれかに該当する方に無担保・無保証人で融資する制度です。(税務申告を終えていない場合は、開業資金の3分の1以上の自己資金の確認を必要とします) ※利率は各融資制度で適用される貸付利率 + 1.65% (ただし、法人が借入する場合であって、当該法人の代表者の方等が保証人になる場合は、1.55%)	設備資金	1,000万円	7年以内	6ヶ月以内
	運転資金		5年以内	

## セーフティネット貸付

融資の種類	ご利用いただける方	資金用途	融資の限度額	融資期間 (最長の期間)	うち据置期間 (最長の期間)
経営環境変化 対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的な要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など	設備資金	4,800万円	15年以内	3年以内
		運転資金		5年以内 (8年以内)	1年以内 (3年以内)
金融環境変化 対応資金	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りが悪化している方	設備資金	別枠 4,000万円	15年以内	3年以内
		運転資金		5年以内 (8年以内)	1年以内 (3年以内)
取引企業倒産 対応資金	取引企業等の倒産により、資金繰りに影響が出ている方	運転資金	別枠 3,000万円	5年以内 (7年以内)	1年以内

※1つの融資制度について、設備、運転資金を合わせてご利用いただいた場合の限度額は7,200万円です。

※複数の融資制度を合わせてご利用いただく場合の限度額は、原則として1企業あたり1億2,000万円です。

### ご利用の窓口

本店：融資第二部 融資相談室

(TEL：098-941-1799 FAX：098-941-1910)

## 《生活衛生資金》

### ○一般設備貸付

資金の使いみち	資金用途	業種	融資の限度額	融資期間 (最長の期間)	うち据置期間 (最長の期間)
営業に必要となる機械・器具等の購入、店舗等の新築、増改築、改装、買取、入居保証金等の設備資金	設備資金	飲食店営業・喫茶店営業 食肉販売業 食鳥肉販売業 冰雪販売業 理容業・美容業	4,200万円	13年以内	1年以内
		一般公衆浴場業	3億円	13年以内	
		(2施設以上の場合)	4億8,000万円		
		旅館業	4億円	13年以内	
		興行場営業・サウナ営業	2億円		
		クリーニング業 (取次業に業態転換した方のうち、 一定の要件に該当する方)	1億2,000万円 (振興事業貸付(設備資金)と 合わせて4,800万円)		

### ○振興事業貸付

資金の使いみち	資金用途	業種	融資の限度額	融資期間 (最長の期間)	うち据置期間 (最長の期間)
厚生労働大臣から振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員が必要とする、上記の設備資金及び運転資金	設備資金	飲食店営業・喫茶店営業 食肉販売業 食鳥肉販売業 冰雪販売業 理容業・美容業	1億5,000万円	18年以内 (店舗等の新設の場合 20年以内)	2年以内
		旅館業	7億2,000万円		
		クリーニング業 (取次業に業態転換した方のうち、 一定の要件に該当する方)	3億円 (一般設備貸付と合わせて 4,800万円)		
	運転資金	上記全業種	設備資金とは別枠でご融資 5,700万円 (生業資金(基本資金)と 合わせて4,800万円)	5年以内 (特に必要な場合は 7年以内)	

### ○生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付

資金の使いみち	資金用途	業種	融資の限度額	融資期間 (最長の期間)	うち据置期間 (最長の期間)
商工会議所・商工会の実施する経営指導に基づいて経営改善を行うために必要な資金	設備資金 ----- 運転資金	上記全業種	1,500万円	10年以内 ----- 7年以内	6ヶ月以内

※新規開業(独立開業者を除く)に要する設備資金についての融資限度額は、原則として新規開業に要する設備資金総所要額の2分の1以内です。ただし借入申込書に県生活衛生営業指導センターの受理印が押捺されている場合は、この制約は適用しません。

### ご利用の窓口

本店：融資第二部 医療・生活衛生融資班

(TEL：098-941-1830 FAX：098-941-1910)